

# 第76期定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく  
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

## 第76期

( 2025年4月1日から )  
( 2026年3月31日まで )

- 事業報告  
「業務の適正を確保するための体制  
および当該体制の運用状況の概要」
- 連結計算書類  
「連結株主資本等変動計算書」  
「連結注記表」
- 計算書類  
「株主資本等変動計算書」  
「個別注記表」

## 日本アビオニクス株式会社

上記事項につきましては、法令および当社定款15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

## 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のとおり業務の適正を確保するための体制を定め、内部統制システムを整備し、運用しております。

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員は、当社および子会社（以下「A v i oグループ」という。）における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定したA v i oグループ企業行動憲章およびA v i oグループ行動規範を率先垂範する。
- ② 経営企画本部は、A v i oグループ企業行動憲章およびA v i oグループ行動規範の周知徹底のための活動を行い、監査部門は、A v i oグループにおける法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善提案を行う。
- ③ 取締役会は、A v i oグループの社会的責任の遂行のために、執行役員社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの維持・改善に努める。
- ④ 取締役または使用人は、重大な法令違反その他法令および社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
- ⑤ A v i oグループ行動規範の違反またはそのおそれのある事実に関する主な情報の提供先および相談窓口は、監査部門とする。
- ⑥ 監査部門は、A v i oグループに内部通報制度「コンプライアンスホットライン」の周知徹底をはかり、A v i oグループ行動規範に違反する事実またはそのおそれのある事実の発見に努める。
- ⑦ リスク・コンプライアンス委員会は、A v i oグループのリスク管理体制・コンプライアンス体制の遵守状況を確認し、不適切な行為の原因究明および再発防止の審議を行い、スタッフ部門が再発防止策の展開など体制の整備・改善を推進する。
- ⑧ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨む。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、文書規程に基づき適切に作成し、保存・管理する。
- ② 情報セキュリティについては、I Tマネジメント基本規程に基づき、情報セキュリティ体制の維持・向上のための施策を継続的に実施する。

- ③ 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、法令等に従い適正に作成し、適切に保存・管理する。
- ④ 企業秘密については、企業秘密管理規程に基づき適切に管理する。
- ⑤ 個人情報については、法令および個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① A v i oグループにおけるリスク管理については、経営企画本部を主管部門とし、リスク管理規程に基づき実施する。
- ② 事業部門およびスタッフ部門においてリスクを洗い出し、抽出、分析、評価等のうえ、重要なリスクを選定する。その後、執行役員が出席するリスク・コンプライアンス委員会で分析、評価等のうえ、特に重要なリスクを選定し、取締役とのリスク認識の整合をはかる。
- ③ 事業部門およびスタッフ部門は、自部門の業務の適正かつ効率的な遂行のためのリスク管理を適切に実施する。また、期中において、新たに重要なリスクが発生するなど、重要な変化が発生した場合、リスク・コンプライアンス委員会で審議したうえで、必要に応じて取締役会に報告する。
- ④ 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士・公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析し、対策を検討する。
- ⑤ 事業部門およびスタッフ部門は、A v i oグループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および執行役員にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、監査等委員に報告する。
- ⑥ 監査部門は、各部門のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況の監査を行う。

### (4) 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、A v i oグループの事業運営に関して迅速な意思決定および機動的かつ効率的な職務執行体制を推進する。
- ② 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ③ 取締役会は、A v i oグループの中期経営計画および予算を決定し、その進捗状況の報告を受け、執行状況を監督する。
- ④ 執行役員は、取締役会で定めたA v i oグループの中期経営計画および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況について、執行役員、本部長、事業部長等で構成される事業執行会議で確認する。

- ⑤ 代表取締役等は、適宜、取締役会で業務執行取締役および執行役員の職務執行状況について報告する。
- ⑥ 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、職務権限規程に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑦ 執行役員は、職務執行の効率化をはかるため、各種業務用情報システムの構築、運用および改善を行う。

#### **(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社は、子会社に対して、関係会社管理規程に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- ② 当社は、A v i oグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、子会社に対し、必要に応じて取締役または監査役を派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
- ③ 子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営会議での審議、決裁および取締役会への付議を行う。
- ④ 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
- ⑤ 監査部門は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
- ⑥ 監査等委員会は、A v i oグループにおける業務の適正の確保のため、往査を含め、子会社の監査を行うとともに、当該子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

#### **(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

- ① A v i oグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- ② 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性と信頼性の確保に努める。

#### **(7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助するため、使用人を選定するとともに当該使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査等委員会の同意を要することとする。なお、当該使用人を事務局長とする監査等委員会事務局を設置し、当該事務局に所属する使用人について業務執行からの独立性を確保する。

## (8) 取締役および使用人が監査等委員または監査等委員会に報告するための体制

- ① 取締役および使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況等に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役および使用人が、監査等委員の求めに応じて、随時その職務の執行状況等に関する報告を行うよう指導する。
- ② 監査部門長は、監査等委員に対し、内部通報制度「コンプライアンスホットライン」の運用状況について定期的に報告し、取締役にA v i oグループ行動規範に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
- ③ 当社は、内部通報制度に基づく通報または監査等委員への職務の執行状況等に関する報告を行ったことを理由として、A v i oグループの取締役および使用人に対し不利な取扱いを行わない。
- ④ 重要な決裁書類は、監査等委員会の閲覧に供する。

## (9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。なお、監査等委員会が補助使用人を選任する場合には、当該補助使用人を重要な会議に出席させることができる。
- ② 監査等委員は、必要に応じ、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ③ 監査等委員は、定時および臨時に監査等委員会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ④ 監査等委員が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### (1) コンプライアンス体制

当社グループに対して、執行役員社長および執行役員からコンプライアンス徹底のメッセージを定期的に発信のうえ、コンプライアンス教育およびコンプライアンス懇談会を実施するなど、A v i oグループ行動規範の内容を周知する活動を展開しております。定期的に開催されるリスク・コンプライアンス委員会において、このような活動を定期的に確認し、議論を行っております。

### (2) 内部通報制度

当社は外部委託会社にも直接通報できる内部通報窓口「コンプライアンスホットライン」を設置しており、その周知徹底をはかっております。通報があった場合は、まず監査等委員長に報告するものとし、通報の内容に応じて監査部門その他の社内関係部門において調査を行う体制を取っております。また、通報案件は、内部統制委員会やリスク・コンプライアンス委員会に適切に報告され、必要な対策を講じております。なお通報者の匿名性について

は、公益通報者保護法に対応した処置をしたうえで運用しており、通報者がより保護され安心して利用できる制度となっております。

### (3) 情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ

A v i o 情報セキュリティ基本方針に基づき、定期的な情報セキュリティ教育のほか、標的型攻撃メール訓練、外部機関によるネットワークの脆弱性診断など、各種セキュリティ対策を実施することで、情報セキュリティおよびサイバーセキュリティの強化に努めております。リスク・コンプライアンス委員会において、このような対策の実施状況や結果を定期的に確認し、議論を行っております。

### (4) リスク管理

ボトムアップで網羅的にリスクを抽出するとともに、ヒートマップによる発生頻度と影響度を定量化し、コントロール（統制）の有効性を評価したうえでリスクベースでの対策を講じております。また、ヒートマップに基づき、各部門において重要なリスクを特定し、これを執行役員が出席するリスク・コンプライアンス委員会で分析、評価等のうえ、当社グループの特に重要なリスクを選定しております。特に重要なリスクは、その対策計画・結果も含め取締役会に報告しており、取締役とのリスク認識の整合をはかっております。さらに、社会状況および当社グループを取り巻く事業環境から、リスクの変化を捉えられるプロセスの構築・運用を行っております。

### (5) 事業執行状況の監督

取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、社外取締役4名（うち独立役員3名）を含む7名で構成される取締役会において、忌憚のない意見交換や議論を通して、意思決定を行っております。また、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬等の透明性向上のため、独立社外取締役を過半数とする任意の会議体である指名・報酬委員会を設置しております。委員長については、委員の互選により定めることとしており、独立社外取締役を選任しております。

### (6) 内部統制システムの整備および運用

取締役会で、監査部門の監査報告および内部統制委員会での評価結果報告に基づき、当事業年度の内部統制システムに関する基本方針は適切に運用され、企業集団としての内部統制システムが有効に整備および運用されていることを確認しております。引き続き、業務の有効性および効率性の改善について、監査部門等からの助言に基づき、対策および検討を行ってまいります。

# 連結株主資本等変動計算書

( 自 2025年4月1日 )  
( 至 2026年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日期首残高	5,895	7	7,784	△2,041	11,646
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△92		△92
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,820		3,820
自己株式の取得				△2,001	△2,001
自己株式の処分		5		2	7
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	5	3,728	△1,998	1,734
2026年3月31日期末残高	5,895	12	11,512	△4,040	13,380

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
2025年4月1日期首残高	1	2,225	85	2,312	13,958
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△92
親会社株主に帰属する 当期純利益					3,820
自己株式の取得					△2,001
自己株式の処分					7
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	1		409	411	411
連結会計年度中の変動額合計	1	—	409	411	2,145
2026年3月31日期末残高	3	2,225	495	2,724	16,104

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

子会社は福島アビオニクス株式会社1社のみであり、連結の範囲に含めている。

#### (2) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準および評価方法

###### ア 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

###### イ 棚卸資産

製品、原材料および貯蔵品……………総平均法による原価法  
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品および未着原材料……………個別法による原価法  
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

イ 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

ア 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。

イ 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

ウ 工事損失引当金……………請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

エ 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。

#### ④ 重要な収益および費用の計上基準

当社および連結子会社の主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

##### ア. 情報システム

情報システムにおいては、防衛用システム製品、宇宙用電子部品、産業用電子機器の製造および販売を行っている。これらは主に請負契約により行われており、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要する。このような請負契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定している。

##### イ. 電子機器

電子機器においては、接合機器（抵抗溶接装置・シーム溶接装置等）および赤外線サーモグラフィカメラ・監視システム等の製品・ソフトウェア等の販売およびそれらに付随して発生する修理の提供を行っている。これらの製品の販売については、主として、引き渡しにより、顧客に当該製品に対する支配が移転することから、主として製品を顧客に引き渡した時点（輸出取引においては船積日等）において履行義務を充足したと判断し、収益を認識している。

接合装置および監視システム等の販売の一部については、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要する。このような契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定している。

また、ア. イ. いずれにおいても、一定期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでいない。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ア 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理している。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

イ グループ通算制度の適用

当社および連結子会社は、グループ通算制度を適用している。

2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 19,619百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負契約等において、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断した契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、進捗度は総原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定される。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約の見積りにおける主要な仮定は、総原価見積額である。総原価の見積りにあたっては、画一的な判断尺度を得られにくいため、請負契約ごとに類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げ計算により総原価見積額を合理的に見積もるとともに、定期的かつ継続的に見直しを行っている。

ただし、契約金額の変更や追加コストの発生等により、総原価見積額が変更となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 棚卸資産

製品	581百万円
仕掛品	1,480百万円
原材料および貯蔵品	2,832百万円
計	4,893百万円

#### (2) 顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債

顧客との契約から生じた債権	5,891百万円
契約資産	15,220百万円
契約負債	100百万円

(注1)顧客との契約から生じた債権、契約資産は、「受取手形、売掛金および契約資産」に含まれている。

(注2)契約負債は、流動負債の「その他」に含まれている。

#### (3) 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する工事損失引当金30百万円(すべて仕掛品に係る工事損失引当金)を相殺表示している。

#### (4) 担保に供している資産

建物および構築物	19百万円
機械装置および運搬具	0百万円
工具器具備品	0百万円
土地	3,289百万円
計	3,308百万円

(注)上記物件は、短期借入金1,451百万円の担保に供している

#### (5) 有形固定資産の減価償却累計額 10,865百万円

#### (6) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当連結会計年度の連結貸借対照表記載のうち当社の土地の一部の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

##### 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当連結会計年度末において、上記方法により再評価した価額は、連結貸借対照表記載の土地の価額を222百万円下回っている。

(7) 財務上の特約等

借入金のうち、自己株式の公開買付けに要する資金に充当することを目的とした長期借入金（契約総額2,000百万円、当連結会計年度末残高1,660百万円）には、連結純資産を一定の水準に維持することおよび連結経常利益が赤字となる状態を生じさせないことの財務上の特約が付されている。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日の発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,764,810株	一株	一株	16,764,810株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月24日 定時株主総会	普通株式	92百万円	6円	2025年3月31日	2025年6月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月19日開催予定の第76期定時株主総会において、次のとおり付議する予定である。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年6月19日	普通株式	利益剰余金	147百万円	10円	2026年3月31日	2026年6月22日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、電子応用機器の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達している。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

#### ② 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されている。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としている。投資有価証券である株式は、業務上の関係を有する企業の株式である。

営業債務である電子記録債務および買掛金は、1年以内の支払期日である。

借入金の使途は運転資金(主として短期)、設備投資資金(長期)および自己株式取得資金(長期)である。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されているが、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されているが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当連結会計年度の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額13百万円)は、表中の「投資有価証券」に含めていない(②市場価格のない株式等を参照)。また、現金および預金、受取手形および売掛金、電子記録債務、買掛金、短期借入金については、現金および短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額(※)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	10	10	—
(2) 長期借入金(※※)	(3,620)	(3,602)	△17

(※)負債に計上されているものについては、( )で示している。

(※※)1年以内に返済予定の長期借入金2,640百万円は、連結貸借対照表上、「短期借入金」に含めて表示している。

① 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

ア. 投資有価証券

投資有価証券において、種類ごとの取得原価、連結貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10	5	4

イ. デリバティブ取引

- ① ヘッジ会計が適用されていないもの……該当するものはない。
- ② ヘッジ会計が適用されているもの……該当するものはない。

② 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	13

③ 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成させる当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

ア. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券	10	—	—	10

イ. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金	—	3,602	—	3,602

1. 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
預金	1,024
受取手形および売掛金	5,891
合計	6,916

3. 長期借入金の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金	2,640	680	300	—	—

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	報告セグメント		計
	情報システム	電子機器	
情報システム	23,858	—	23,858
接合機器	—	3,948	3,948
赤外線機器	—	1,387	1,387
顧客との契約から生じる収益	23,858	5,335	29,194
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	23,858	5,335	29,194

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (2) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益および費用の計上基準」に記載のとおりである。

(3)当連結会計年度および翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産および契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,652	5,891
契約資産	8,228	15,220
契約負債	233	100

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、219百万円である。

契約資産は、一定期間にわたり収益を認識している取引のうち、履行義務をすべて充足していない取引に関連するものであり、連結貸借対照表の「受取手形、売掛金および契約資産」に含めて表示している。

契約負債は、期末日時点で充足していない履行義務に係る顧客より支払われた前受金であり、収益に伴い取り崩されるものであり、連結貸借対照表の流動負債の「その他」に含めて表示している。

当連結会計年度の契約資産の重大な変動は、進捗度の変動による増加19,619百万円、債権への振替による減少12,627百万円である。契約負債の重大な変動は、前受金の受取86百万円、収益認識による減少219百万円である。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	26,653
1年超	4,467

当社および子会社において、1年を超えて収益が認識される契約を有するセグメントは、主に情報システムである。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産   | 1,088円98銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 253円57銭   |

# 株主資本等変動計算書

( 自 2025年4月1日 )  
( 至 2026年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
2025年4月1日期首残高	5,895	7	7	20	7,077	7,098	△2,041	10,959	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当				9	△101	△92		△92	
当期純利益					3,625	3,625		3,625	
自己株式の取得							△2,001	△2,001	
自己株式の処分		5	5				2	7	
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	—	5	5	9	3,523	3,533	△1,998	1,539	
2026年3月31日期末残高	5,895	12	12	29	10,601	10,631	△4,040	12,499	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日期首残高	1	2,225	2,227	13,186
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△92
当期純利益				3,625
自己株式の取得				△2,001
自己株式の処分				7
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）	1		1	1
事業年度中の変動額合計	1	—	1	1,541
2026年3月31日期末残高	3	2,225	2,229	14,728

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準および評価方法

製品、原材料および貯蔵品……………総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品および未着原材料……………個別法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上している。

② 賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上している。

③ 工事損失引当金……………請負工事に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上している。

④ 製品保証引当金……………製品販売後の無償修理費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎とした見積額を計上している。

##### ⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上している。

###### ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

###### イ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により翌事業年度から費用処理している。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理している。

#### (4) 重要な収益および費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

##### ア. 情報システム

情報システムにおいては、防衛用システム製品、宇宙用電子部品、産業用電子機器の製造および販売を行っている。これらは主に請負契約により行われており、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要する。このような請負契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定している。

##### イ. 電子機器

電子機器においては、接合機器（抵抗溶接装置・シーム溶接装置等）および赤外線サーモグラフィカメラ・監視システム等の製品・ソフトウェア等の販売およびそれらに付随して発生する修理の提供を行っている。これらの製品の販売については、主として、引き渡しにより、顧客に当該製品に対する支配が移転することから、主として製品を顧客に引き渡した時点（輸出取引においては船積日等）において履行義務を充足したと判断し、収益を認識している。

接合装置および監視システム等の販売の一部については、各顧客の要求する仕様を満たす必要があることから、各製品の個別性が高く、完成までに一定の期間を要する。このような契約においては、履行義務の充足に係る進捗度に基づき、一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定している。

また、ア. イ. いずれにおいても、一定期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識している。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

これらの履行義務に対する対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素を含んでいない。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

② グループ通算制度の適用

当社および連結子会社は、グループ通算制度を適用している。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する契約における収益認識

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 19,916百万円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

請負契約等において、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断した契約については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しており、進捗度は総原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合に基づき算定される。

一定の期間にわたり履行義務が充足される契約の見積りにおける主要な仮定は、総原価見積額である。総原価の見積りにあたっては、画一的な判断尺度を得られにくいため、請負契約ごとに類似契約の過去の実績等を参考に、個別の積上げ計算により総原価見積額を合理的に見積もるとともに、定期的かつ継続的に見直しを行っている。

ただし、契約金額の変更や追加コストの発生等により、総原価見積額が変更となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性がある。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 棚卸資産

製品	578百万円
仕掛品	1,484百万円
原材料および貯蔵品	2,777百万円
計	4,840百万円

- (2) 損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する工事損失引当金30百万円（すべて仕掛品に係る工事損失引当金）を相殺表示している。

### (3) 担保に供している資産

建物および構築物	19百万円
機械装置および運搬具	0百万円
工具器具備品	0百万円
土地	3,289百万円
計	3,308百万円

（注）上記物件は、短期借入金1,451百万円の担保に供している。

- (4) 有形固定資産の減価償却累計額 7,529百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりである。

- ① 短期金銭債権 10百万円
- ② 短期金銭債務 1,031百万円

(6) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、2002年3月31日に下記方法により事業用土地の再評価を行っている。当事業年度の貸借対照表記載の土地の一部の価額は当該再評価額に基づいている。なお、取得価額と再評価額との差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上している。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定している。

当事業年度末において、上記方法により再評価した価額は、貸借対照表記載の土地の価額を222百万円下回っている。

(7) 財務上の特約等

借入金のうち、自己株式の公開買付けに要する資金に充当することを目的とした長期借入金(契約総額2,000百万円、当事業年度末残高1,660百万円)には、連結純資産を一定の水準に維持することおよび連結経常利益が赤字となる状態を生じさせないことの財務上の特約が付されている。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引

① 売上高	0百万円
② 仕入高	2,000百万円
③ その他の営業取引高	110百万円
④ 営業取引以外の取引高	9百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	1,373,968株	603,695株	1,666株	1,975,997株

(注) 1. 普通株式の自己株式数の増加603,695株は、取締役会決議に基づく取得603,500株および単元未満株式の買取による195株である。

2. 普通株式の自己株式数の減少1,666株は、譲渡制限付株式報酬によるものである。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金および賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は前払年金費用である。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 百万円	事業の内容	議決権等の 所有割合 %	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
親会社	NAJホールディングス(株)	東京都千代田区	0	事業会社の株式を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務	52.8	事業活動の支配・管理、役員の兼任	自己株式の取得	1,999	—	—

(注) 自己株式の取得は、2025年8月1日開催の取締役会に基づき公開買付けの方法により買付価格を当社普通株式1株につき3,314円で取得したものである。

### (2) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 百万円	事業の内容	議決権等の 所有割合 %	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 百万円	科目	期末残高 百万円
子会社	福島アビオニクス(株)	福島県郡山市	450	情報システム製品等の製造	100	当社が使用する一部部品の購入等、資金貸借、役員の兼任	利息の支払	9	—	—
							資金の預かり	691	流動負債 その他	763

(注) 取引条件および取引条件の決定方針等

利息については、市場金利を勘案して決定している。なお、資金の預かりについては、反復的に行われている取引のため、取引金額は当事業年度の平均残高を記載している。

## 8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略している。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産   | 995円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 240円63銭 |